

お知らせ



令和4年度診療報酬改定により

選定療養費の金額が変更となります

選定療養費とは

当院は、地域医療の向上を図るために“かかりつけ医”を支援する地域医療支援病院です。200床以上の地域医療支援病院では、初診時等に紹介状を持たずに受診される場合に、診療費とは別に一定金額の負担を徴収することが義務化されています。

■初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状がなく、直接受診した場合

	令和4年9月まで	→	令和4年10月から
医科	5,500円（税込）		7,700円（税込）
歯科	設定なし		5,500円（税込）

■再診時選定療養費

病状が安定し、かかりつけ医への紹介を申し出ても、当院の受診を希望する場合

	令和4年9月まで	→	令和4年10月から
医科	設定なし		3,300円（税込）
歯科	設定なし		2,090円（税込）

皆様のご理解とご協力をお願い致します。

外来受診について

令和4年度診療報酬改定により、200床以上の地域医療支援病院に対して、他の医療機関からの紹介状なしで受診する場合に徴収する、初診・再診時の選定療養費の料金に変更となりました。

当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診・再診の患者さんに、初診・再診料とは別にご負担いただく料金を左記の通り変更させていただきます。

◆ご負担の対象にならない方

- ・他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- ・自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ・外来受診から継続して入院した方
- ・健康保険を使用しない方
(労働災害、公務災害、自費診療等)
- ・国等の公費負担医療制度を受給されている方

※初診とは…

- ・当院を初めて受診されたとき
- ・以前に当院を受診されたことはあるが、疾病が治癒もしくは治療が終了しているとき
- ・医学的所見より継続治療を必要とするが、自己判断で治療を中止したとき